

青森県報

号外第五十三号

平成二十一年
六月二十九日
(月曜日)

目 次

規 則

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(みらい課も) ……
 青森県母子保健法施行細則の一部を改正する規則……………(同) ……

規 則

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十九号

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県児童福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の備考一の5中「第三百十四条の七」を「第三百十四条の七第一項第一号及び第二項、第三百十四条の八」に改め、同一の6中「**所得税法**」の下に「第七十八条第二項第一号、」を、「第四十一条の二」の下に「**第四十一条の三の二**第四項及び第五項」を加え、「及び第四十一条の十九の三第一項」を「並びに第四十一条の十九の五第一項」に改める。

別表第三の備考一の5中「第三百十四条の七」を「第三百十四条の七第一項第一号及び第二項、第三百十四条の八」に改め、同一の6中「**所得税法**」の下に「第七十八条第二項第一号、」を、「第四十一条の二」の下に「**第四十一条の三の二**第四項及び第五項」を加え、「及び第四十一条の十九の三第一項」を「並びに第四十一条の十九の五第一項」に改める。

附 則

- この規則は、平成二十一年七月一日から施行する。
- 改正後の青森県児童福祉法施行細則別表第一及び別表第三の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる療育の給付に係る青森県児童福祉法施行細則第五条第二項に規定する療育徴収金(以下「療育徴収金」という。)又は施行日以後の期間に係る同規則第十八条第二項に規定する入所等徴収金(以下「入所等徴収金」という。)の額について適用し、施行日前行われた療育の給付に係る療育徴収金又は施行日前の期間に係る入所等徴収金の額については、なお従前の例による。

青森県母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十号

青森県母子保健法施行細則の一部を改正する規則

青森県母子保健法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表の備考一の5中「第三百十四条の七」を「第三百十四条の七第一項第一号及び第二項、第三百十四条の八」に改め、同一の6中「**所得税法**」の下に「第七十八条第二項第一号、」を、「第四十一条の二」の下に「**第四十一条の三の二**第四項及び第五項」を加え、「及び第四十一条の十九の三第一項」を「並びに第四十一条の十九の五第一項」に改める。

附 則

- この規則は、平成二十一年七月一日から施行する。

2 改正後の青森県母子保健法施行細則別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる養育医療に係る養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に係る青森県母子保健法施行細則第八条第二項に規定する徴収金（以下「徴収金」という。）の額について適用し、施行日前に行われた養育医療に係る養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に係る徴収金の額については、なお従前の例による。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町丁目番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭